

平成25年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する措置

監査テーマ:歳入に関する事務の執行について

| 報告書ページ | 所管課 | 監査結果に添えて提出された意見 | 措置の内容 |
|--------|---------------|--|---|
| 28 | 管財課 | <p>【土地建物使用料】 使用許可及び減免に係る事務について 実務上、使用許可及び減免に係る事務について、担当者が判断に迷う使用許可申請または減免申請がある。「Q&A」の作成、研修体制の充実、本庁所管課における過去事例の引き継ぎ等より、実務の効率化を図りながら、使用許可業務が円滑に行われる対応を検討されたい。</p> | <p>過去に管財課に問い合わせのあった類似事例(管理、使用許可、普通財産貸付・処分等)をデータベース化し、各種問い合わせに対しスムーズに対応できるようにした。 当面、当該データ(考え方等)は管財課内のみで活用し、問い合わせ対応という形で関係課へのサポートを行い、使用許可業務が円滑に行われるよう対応していく。 研修については、現状実施している県有財産システムの操作研修の中で、必要に応じて使用許可及び減免に係る注意点等の説明を行うことで対応していく。</p> |
| 33 | 警察本部 交通規制課 | <p>【パーキングメーター作動等手数料】 パーキング・メーターの設置継続の可否について パーキング・メーターの運用について、費用が収入を上回る状態にある。しかし、駐車違反を防止するとの観点からは、財務情報だけをもって、パーキング・メーターの要否を検討するべきではない。道路の占用は交通安全の観点から制限されるべきである法律の趣旨、駐車している車によって通行が阻害されていることなども総合的に考慮しなければならない。財務情報及び非財務情報を活用し、パーキング・メーターの設置継続の要否を引き続き検討されたい。</p> | <p>パーキングメーターの利用状況や周辺環境などについて調査した結果、 ①1日当たりの1基の平均利用回数は、平成8年度の約7.1回をピークに平成27年度は約1.2回までに減少。 ②設置した昭和62年は、買い物客等が多く、周辺駐車場にも限りがあったが、周辺に多数の有料駐車場(13箇所、収容台数294台)が整備された。 上記のことが明らかとなり、警察庁が示す「時間制限駐車区間の交通規制基準」の基本的考え方である「駐車需要は路外駐車場で満たすという原則を踏まえ、地域の駐車需要と路外駐車場との供給バランス、当該地域の都市計画、対象道路の機能等に配慮して必要やむを得ない短時間駐車需要に応ずるために行うものとする」という基本的な考え方に合致しなくなったため、交通の安全と円滑化の観点からパーキングメーターを撤去することとした。 平成28年12月県議会、文教公安常任委員会においてパーキングメーター撤去等に関する説明を行った後、平成29年2月末までにパーキングメーターを撤去し、指定場所駐車禁止規制は継続しつつ、時間を限定して駐車禁止規制対象から路外駐車場で対応できない貨物車、タクシーを除いた新たな駐車規制を実施した。</p> |
| 37 | 道路整備課 | <p>【道路占用料】 「山形県道路占用規則」によれば、占用予定者は占用期間開始1か月前に申請し、県の許可を受けるべきところ、占用開始後の許可となった案件がある。事後許可による占用が発生しないよう、早期に更新手続きが完了するように対応すべきである。</p> | <p>総合支庁担当者会議において、事後許可となることがないよう注意喚起を行った。(なお、平成25年度以降、このような更新後の占用期間開始後に許可を行った案件は発生していない。)</p> |
| 38 | 道路整備課 | <p>【道路占用料】 公衆街路灯の設置に関する占用許可申請を行わないまま、過去から道路を占用していた案件が確認された。県として、日常の道路パトロールの強化により、不法占用の防止に留意されたい。さらには「道路管理実務必携」にあるとおり、道路占用許可担当者による定期的及び臨時的なパトロールを実施されたい。</p> | <p>総合支庁担当者会議において、「道路管理実務必携」にあるとおり、道路占用許可担当者による占用状態のパトロールを適切に実施するよう注意喚起を行った。</p> |
| 38 | 道路整備課 | <p>【道路占用料】 公衆街路灯の設置に関して占用許可の申請漏れが確認された。住民に対して、道路を占用する際には申請を行い、県の許可が必要であることを周知徹底する取組みを検討されたい。</p> | <p>県ホームページ内の道路占用許可に関するページの内容を充実させ、周知を図った。</p> |

平成25年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する措置

監査テーマ:歳入に関する事務の執行について

| 報告書ページ | 所管課 | 監査結果に添えて提出された意見 | 措置の内容 |
|--------|--------|---|--|
| 39 | 道路整備課 | <p>【道路占用料】 条例や要領に「その他」や「など」のように具体的な記載のない、判断に迷うような許可もしくは減免基準の適用があり、本庁（道路整備課）では、事務の取扱いに注意喚起をすることが必要な場合には、通知を发出するなどして各総合支庁への周知を図っている。ただし、各総合支庁に対して十分な情報提供体制が構築されているとは言えないため、本庁への確認工数や過去資料の再確認の工数を減らすための事務効率を向上するような改善方法を検討されたい。</p> | <p>総合支庁からの照会等のうち全県的に周知する必要があるものについては、随時担当者へメール等により情報提供を行うことにより、迅速に情報の共有化を図り、事務効率の向上に努めている。</p> |
| 44 | 河川課 | <p>【河川水面使用料及び占用料】 占用許可にあたり、河川区域外への移転を促す特記条件を設けている許可に関しては、占有者の移転に向けた対応状況を定期的に確認するとともに、今後の占用許可のあり方を検討されたい。</p> | <p>一部は移転に向けて調整中である。その他についても、更新許可時に、特記条件に記載の内容についての進捗を確認している。現状を把握した上で適切な処分を行っていく。</p> |
| 81 | 建築住宅課 | <p>【県営住宅使用料】 不納欠損処理について、庄内総合支庁ではチェックリストやフロー図を作成し事務の効率化を図っている。このような有効な取組みが他の総合支庁でも共有されるよう検討されたい。</p> | <p>庄内総合支庁で作成したチェックリストやフロー図を参考に、他の総合支庁でも活用できるよう平成26年8月7日開催の担当者会議で情報共有した。</p> |
| 81 | 建築住宅課 | <p>【県営住宅使用料】 催告書発送のためのリストは指定管理者が作成しているが、未納者一覧表から自動作成されないため、作成に大幅な事務時間を費やしている。手作業により作成しているため事務コストがかかっている。未納者一覧表から必要な情報を取り出し、リストの自動作成が可能か検討し、事務コストの削減を検討されたい。</p> | <p>滞納家賃が3か月に相当した場合に催告書を送付することとされているが、新システムにより催告書を送付すべき者をリストアップできるようにした。</p> |
| 92 | 子ども家庭課 | <p>【母子寡婦福祉資金特別会計】 「母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督促手順マニュアル」において、督促に関する記録簿となる償還指導記録カードの作成を義務付けている。 置賜総合支庁では、償還指導記録カードを作成したうえで、母子寡婦記事台帳の機能を利用し同様の内容をシステムに入力している。事務的に同様の作業が行われており、作業の効率を悪化させている。記載内容が網羅させていれば、償還指導記録カードの様式でなくとも可であることを明確にし、二重の事務作業を解消するよう検討されたい。</p> | <p>「母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督促手順マニュアル」を改正し、「償還指導記録カードにその経緯を記載する」という部分を「償還指導記録カード等にその経緯を記録する」とした。また、償還指導記録カードの様式に「(参考様式)」と入れた。(H26.10.1施行)</p> |

平成25年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する措置

監査テーマ:歳入に関する事務の執行について

| 報告書ページ | 所管課 | 監査結果に添えて提出された意見 | 措置の内容 |
|--------|----------------|---|---|
| 92 | 子ども家庭課 | <p>【母子寡婦福祉資金特別会計】 各総合支庁では、年1回12月にすべての滞納者・保証人に対して一括催告を実施することとしているが、一部の総合支庁では入金継続等を理由に一部の滞納者・保証人に対して催告状の発送を実施していない。 一括催告はすべての滞納者・保証人に対して年1回は文書で内容を通知する制度であり、例外を作るべきではないと考える。また、整理簿に基づき、総合支庁管轄・市管轄に仕分ける作業も省略でき、業務の効率化にもつながる。例外なくすべての滞納者・保証人に一括催告を行うことを検討されたい。</p> | <p>平成26年度中に、各総合支庁に対して例外なく一括催告を実施することについて検討を要請し、平成27年度の未収金対策に関する取組み方針を決定するにあたり了承を得られたため、平成27年度より、例外なく一括催告を実施することとした。</p> |
| 141 | 病院事業局 県立病院課 | <p>【平成21年度の措置状況 過年度医業未収金】 文書催告の件数について、本人と保証人を区別した集計を行っておらず、保証人に対する具体的な実施件数を把握することができない。保証人に対する手続についての管理資料として有効に機能するよう、文書催告の件数については本人と保証人を区別して集計を行うことを検討されたい。</p> | <p>各病院で行っている文書催告について、保証人への通知件数、回収率等を把握するため、本人と保証人を区別しての集計方法に改善した。</p> |
| 153 | 地域福祉 推進課 | <p>【平成21年度の措置状況 生活保護返還金】 平成22年生活保護基準改定説明会の資料を閲覧したところ、「未収金のある廃止ケースについて担当者間の引き継ぎに留意すること(文書保存年限5年経過後も廃棄しない等、対応すること)」を出席者に口頭で指導した旨の記録があった。 地方公共団体の人事政策により所管の担当者は数年で交代となる場合が多く、その場限りの口頭による指導ではその有効性は確保されないと考える。当該指導に関して、文書での通知や規程へ盛り込むなどの対応が必要である。</p> | <p>各総合支庁に対して当該指導に関する文書を通知し、再度周知を図った。 (H25.9.24付け健企第1721号健康福祉企画課長通知)</p> |
| 171 | 税政課 | <p>【滞納整理の強化】 個人県民税の滞納繰越額は累積的に増加しており、全体の徴収率の押し下げ要因となっているため、県税収入確保の観点から、滞納繰越分の徴収率向上が必要である。現年課税分の徴収率を維持するとともに、差押・公売等法的手続を徹底し、滞納繰越分の徴収率向上を図られたい。</p> | <p>平成26年度から個人住民税に係る滞納事案の解決に向けて、事案の選別と解決手法を検討する「滞納事案検討会」を各市町村と個別に実施した。その検討結果を受けて、酒田市とは「山形県徴税吏員と市町村徴税吏員との併任に関する要綱」に基づく協約書を締結し、滞納整理を実施している。 今後とも、共同催告、共同徴収、直接徴収及び併任制度などの手法により滞納整理を実施し、収入未済額縮減を図っていく。 (H26.5.21付け税第91号税政課長通知)</p> |

平成25年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する措置

監査テーマ:歳入に関する事務の執行について

| 報告書ページ | 所管課 | 監査結果に添えて提出された意見 | 措置の内容 |
|--------|----------------|---|---|
| 176 | 税政課 | <p>【納税環境の整備】</p> <p>自動車税の納税通知書の返戻整理簿について、村山総合支庁において一定期間更新されていない。返戻整理簿が適時に更新されないことは、納税通知書の転送や納付書の再発送の遅れにつながり、税収確保の阻害要因となり得る。返戻整理簿を適時適切に更新し、転送や納期限変更の事務手続きの確実な実施を担保されたい。</p> | <p>返戻整理簿の適時適切な更新と転送等の事務手続きの確実な実施について、通知により周知徹底を図った。 (H26.4.25付け税第51号税政課長通知)</p> |
| 183 | 教育庁総務課 | <p>【自動販売機設置場所貸付収入】</p> <p>入札説明書の記載について、年間販売本数を把握しているにもかかわらず「不明」として募集をした案件があった。販売本数は、業者が入札の意思決定をする上での有用な情報であり、今後は情報の記載漏れのないよう対応されたい。</p> | <p>平成26年4月に開催した県立学校事務(部)長会議において、当該事案について関係資料配付のうえ説明し、入札手続き時に留意するよう周知した。</p> |
| 184 | 病院事業局 県立病院課 | <p>【自動販売機設置場所貸付収入】</p> <p>病院事業局については、福祉団体等が設置した自動販売機や募金付き自動販売機以外に、民間団体に対しての使用許可による自動販売機設置事例が確認された。病院事業局の経営上、これらの自動販売機の設置を入札方式に切り替えることは有益と考えられるため、病院事業局においても「自動販売機の設置場所貸付に係る行政財産貸付事務取扱要領」を参考に、自動販売機設置にかかる入札方式の導入を検討されたい。</p> | <p>知事部局に準じ、病院事業局の要領を制定した。</p> |
| 191 | 産業政策課 | <p>【命名権収入】</p> <p>命名権の対象となる施設について開示例をさらに充実させるべきと考える。具体的には、対象施設の概要のうち、施設利用者数については、一覧表と併せて開示することを検討されたい。また、現状例示されている施設以外の例示の拡充や、公園や運動場などのように施設をグループ分けするなどして開示を検討されたい。</p> | <p>企業の応募意欲を高めるため、例示一覧表に施設利用者数を掲載するとともに、例示施設の拡充、施設のグループ分けを行った。</p> |

平成25年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する措置

監査テーマ:歳入に関する事務の執行について

| 報告書ページ | 所管課 | 監査結果に添えて提出された意見 | 措置の内容 |
|--------|-----------|--|---|
| 198 | 商業・県産品振興課 | <p>【アンテナショップに係る収入】 賃料等の今後の見直しについて アンテナショップの運営事業者からの賃料について、定期的に見直す必要がある。そのためには、運営事業者の収支状況を把握する必要があるが現状決算書等の入手を行っていない。新規に運営事業者を募集する際はもちろん、既存の運営事業者との契約更新の際にも、契約額の定期的な見直しのために、収支状況を把握できる決算書等の提出を求めていくことを検討されたい。</p> | <p>平成26年度より運営事業者から年1回決算書の提出を受けている。</p> |
| 208 | 管財課 | <p>(広告掲出事業に関する収入) 「県庁舎内広告」掲出については、不調となる入札案件があるという現状から、広告媒体を拡大できる余地は少ないと考える。ただし、県庁舎以外の県有施設への広告掲出スペース拡充は検討する余地があると考え。県では、「県有財産の総合的な管理・活用の推進」に取り組むこととしており、県有財産の有効活用の観点から、各県有施設の特徴を活かし企業広告の拡大についても検討されたい。</p> | <p>県有財産有効活用のため、広告付掲示板の設置場所貸付を一般競争入札により行い、契約業者の費用により掲示板を設置し県の行政情報と企業広告を掲示するといった内容の「広告付掲示板の設置場所に係る行政財産貸付制度」を平成26年4月より施行した。 制度の周知を行い、企業広告の拡大を図っていく。</p> |
| 209 | 広報室 | <p>【広告掲出事業に関する収入】 「山形県ホームページバナー広告」に関しては、スペース上、バナー枠を増やすことは可能であるが、既存の枠に空きが生じている現状では、検討する余地は少ないと考える。しかしながら、アクセス数自体は月平均約243,000件と広告媒体としては十分価値があるため、収入確保に向け募集方法等を検討されたい。</p> | <p>広告枠が空いた場合、現在の募集方法(県ホームページでの案内、広告代理店・広告掲載実績企業への募集案内の送付)に加え、空きが生じた場合には県内広告代理店・企業等への個別勧誘による広告主の新規開拓を行うなど、広告枠(6枠)の充足に向けて取り組む。</p> |
| 223 | みどり自然課 | <p>【やまがた緑環境税】 みどり環境交付金事業の普及のためには県と市町村との連携が不可欠である。県は各市町村の広報の取組を定期的に把握するなどし、普及広報がより徹底されるよう対応されたい。また、やまがた緑環境税がどのように使われているか県民の目に見える形での周知活動・普及活動の取組を一層増やしていくことを検討されたい。</p> | <p>みどり環境交付金事業実施要領を改正し、市町村に対してやまがた緑環境税を活用した事業であることを広く普及広報することについて義務付けするとともに、普及広報の実施状況について報告を求めることとし、徹底を図っている。 また、同税活用の周知の取組みとして、今年度から新たに、同税を活用した事業で設置された案内図等の標示看板やゴミステーションなど県民の目につきやすい木製構造物に、税を活用している旨の「木製プレート」を掲示し、広く県民にPRしていく。</p> |

平成25年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する措置

監査テーマ:歳入に関する事務の執行について

| 報告書 ページ | 所管課 | 監査結果に添えて提出された意見 | 措置の内容 |
|------------|--------------|---|--|
| 230 | 循環型 社会推進課 | <p>【産業廃棄物税】 産業廃棄物税基金は、残高が増加傾向にあり、収入が支出を上回る状況にある。県は税金として収受した基金を有効に活用する責任があり、増加傾向にある産業廃棄物税基金について、基金残高を適正に管理していくための具体的な方策を明確にされたい。</p> | <p>産業廃棄物の最終処分量の減少に伴い、今後、産業廃棄物税の収入は減少することが予想されている。</p> <p>一方、同税の趣旨に合った事業を計画的に執行していくには、中長期的な視点に立った基金の運用を図りつつ、収入状況も見極めながら事業を展開していく必要がある。</p> <p>産業廃棄物税を効果的に活用するために、平成26年度以降は、事業者等のニーズを踏まえて循環型社会の形成や循環型産業の振興に関する事業を充実させると共に充当額を増額してきた。</p> <p>また、27年度以降の予算編成については、産業廃棄物税の収入状況及び基金残高等を踏まえ、環境エネルギー部として基金の充当方針を定め、適正かつ効果的な基金運用を図っている。</p> |
| 234 | 税政課 | <p>【産業廃棄物税】 課税事務調査実施時の調査報告書については、様式が定められていないことから、各総合支庁において独自のチェックリストを作成したり、異なる様式で調査報告書が作成されている。総合支庁間での情報の共有を図り、より効果的かつ効率的な課税事務調査に努めていただきたい。</p> | <p>事務処理要領に係る運用通知により、調査書(チェックリスト)様式を策定した。 (H26.9.25付け税第233号税政課長通知)</p> |